

平成25年4月26日

年金受給者 様

伊藤忠連合企業年金基金

独自給付に関する連絡票のご返信が必要な方について

平成25年4月下旬頃にご送付させて頂いた、「厚生年金基金の代行返上に伴う重要なお知らせ」内に同封させて頂いた「独自給付に関する連絡票のご返信が必要な方」は、下記の①②③に該当する方のみ（確認書類を添付の上当基金までご返信願います）となりますので、ご連絡させていただきます。「①②③に該当しない方」は、今回特にご返信頂く必要はございません。お手数をおかけいたしますがよろしくお願い致します。

記

① 遺族厚生年金を受給されている方

確認書類 送金通知書もしくは国民年金・厚生年金保険 裁定通知書・支給額変更通知書

② 障害厚生年金を受給されている方

確認書類 送金通知書もしくは国民年金・厚生年金保険 裁定通知書・支給額変更通知書

③ 老齢厚生年金の受給資格を満たさない方

老齢厚生年金の受給資格を満たさなくても従来は厚生年金基金に1ヶ月以上加入していれば得られていましたが、代行返上することにより国の受給権がなければ受給資格を得られなくなります。

確認書類 年金定期便の加入期間の全ての写し その他のケースにつきましては当基金にご相談ください。

※詳細な説明については、「厚生年金基金の代行返上に伴う重要なお知らせ」内の「4. 独自給付について」をご覧ください。

以上

この件に関するお問い合わせについては、下記の連絡先までお願いいたします。

TEL 03-3669-2346 伊藤忠連合企業年金基金